

質問事項に対する回答書

対象件名	令和7年度博多港湾・空港整備事務所産業廃棄物処理業務
開札日	令和8年1月21日
事務所	博多港湾・空港整備事務所
責任者	総務課長

NO	質問内容	回答内容
1	仕様書内5.作業内容②(可能であれば最終処分場まで含む)という表現について見積合わせ日から履行期間令和8年2月27日までに弊社の処理フローでは産業廃棄物管理票E票までを提出することは出来かねます。可能であればという表現について、令和8年2月27日までに産業廃棄物管理票E票を除いたもの、及び完了報告書を提出し、令和8年2月27日以降に産業廃棄物管理票E票のみを提出するという認識でよろしいでしょうか。	(1)履行期間を令和8年3月27日に更新・修正いたしました。 (2)E票を除く産業廃棄物管理表と完了報告書は、履行期間内に提出してください。産業廃棄物管理票(E票)は履行期間終了後に提出可能ですが、処理完了後は速やかにご提出いただきますようお願いいたします。
2	完了報告書について指定様式等あれば後日ご提示いただけますでしょうか。	完了報告書について指定の様式はございません。完了報告書に記載する内容は、仕様書「5.作業内容」のとおりです。
3		
4		
5		